

# 杉戸町道路等後退用地の寄附採納における補助制度のご案内

平成7年4月1日より、道路等後退用地を杉戸町に寄附採納される方(個人、法人は問いません)に、分筆、測量等に係る費用の一部を補助することになりました。

## 1 補助をうけることができる方

測量、分筆登記、地目変更等を行い、町に寄附採納される方となります。

## 2 補助の要件

下記の全てに該当する場合

- (1) 後退用地が次の道水路に接すること
  - 一 建築基準法第42条1項3号に規定する道路
  - 二 建築基準法第42条2項に規定する道路
  - 三 杉戸町開発行為等指導要綱に規定する計画道路、計画水路
- (2) 後退用地について所有権を有すること。
- (3) 後退用地部分に、抵当権、賃借権等が設定されていないこと。
- (4) 建築や開発等に関する関係法令等に違反していないこと。
- (5) 後退用地について境界確認(座標明示)を終了したものであること。
- (6) 後退用地について境界標(プラスチック杭を除く。)を設置したものであること。

## 3 補助金の額

- (1) 建築行為又は開発行為等に伴い、補助の要件に該当する場合で補助を希望される方に1件につき、下記表に掲げる額を補助します。ただし、すみきり部分については、1箇所につき3万円を加算します。

測量面積(分筆前の面積)	補助金の額
100㎡未満	150,000円
100㎡以上 200㎡未満	155,000円
200㎡以上 300㎡未満	159,000円
300㎡以上 400㎡未満	163,000円
400㎡以上 600㎡未満	168,000円
600㎡以上 800㎡未満	173,000円
800㎡以上	177,000円

## 4 申請の手続き

- (1) 道路後退用地寄附採納申込と同時に、補助金交付申請書を提出して下さい。
- (2) 採納部分の所有権移転登記が完了した後、補助金の請求をしていただき、指定されました預金口座に振り込み致します。

お問い合わせ 杉戸町役場 都市施設整備課 電話番号 0480-33-1111  
内線 376・377